○上尾伊奈資源循環組合管理職員等の範囲を定める規則

令和６年３月２７日公平委員会規則第７号

上尾伊奈資源循環組合管理職員等の範囲を定める規則

（目的）

第１条　この規則は、地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第５２条第４項の規定に基づき、同条第３項ただし書に規定する管理職員等の範囲を定めることを目的とする。

（管理職員等の範囲）

第２条　前項の管理職員等は、局長、次長及び主幹の職を有する者のほか、次に掲げる者とする。

(1)　副主幹及び主査の職を有する者（秘書、職員定数、行政組織、財政又は法規審査に関する事務を担当する者に限る。）

(2)　人事、給与又は服務に関する事務を担当する者

附　則

この規則は、公布の日から施行する。